

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年5月16日（平成28年（行情）諮問第369号ないし同第372号及び同第375号）

答申日：平成28年10月11日（平成28年（行情）答申第409号ないし同第412号及び同第415号）

事件名：特定の情報公開開示決定の決裁文書及びその決裁に関与した職員等の出勤簿の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

特定の情報公開請求に対する決定を行った際の決裁文書及びその決裁に関与した職員等の出勤簿の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

特定の情報公開請求に対する決定を行った際の決裁文書及びその決裁に関与した職員等の出勤簿の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

特定の情報公開請求に対する決定を行った際の決裁文書及びその決裁に関与した職員等の出勤簿の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

特定の情報公開請求に対する決定を行った際の決裁文書及びその決裁に関与した職員等の出勤簿の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定は、取り消すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、別表の3欄に掲げる日付及び文書番号により行った各不開示決定（以下、順に「処分1」ないし「処分5」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

（1）異議申立書

本件での決裁文書は、存在していることは明白であり、また、対象文書が開示されても特定個人情報明らかにする訳ではない。また、本件は、情報公開・個人情報保護審査会に係属している事案であり、内容については前記審査会が結果をインターネットで公開する以上、不開示（存否応答拒否）をする意味が全くない。

(2) 意見書

ア 本件は、以下の理由により、決裁文書並びに出勤簿は、開示されなければならない。

イ まず、決裁文書であるが、これは公務員等の職務遂行に関する文書であるため、法5条1号ハが適用される開示対象文書である。

ウ 「出勤簿」についても、処分庁は過去の開示決定において開示していることから、開示対象文書であるため、開示されなければならない。

エ 諮問庁等は、特定個人が情報公開請求を行ったことに対して、国土交通省が特定個人に対して行政処分を行ったという個人情報だと主張するが、行政処分にも色々な行政処分があり、行政文書の開示・不開示という処分については、「個人に関する情報」には該当しない。

なぜならば、行政文書の開示・不開示という決定は、対象文書が同一であれば、誰がやっても同じ処分になるからである。

例えば、交通違反で免許停止や免許取消しといった処分も行政処分であるが、これらの処分は正に特定個人にしか、その処分は及ばないが、本件不開示決定に関する処分は、全ての国民に及ぶからである。

もし、本件と同一の請求内容で国民1万人から開示請求を受け付けた場合でも、本件と同様の決定を行わなければならない、それが10万人であろうが、100万人であろうが、法での処分は同じになるからである。

しかも、本件で対象文書が開示されたところで、本件開示請求書に記載されている特定の開示請求者は絶対に判別することはできない。

特定個人が判別できない情報については、個人情報とはいえず、よって、諮問庁等が主張する法5条1号に規定する情報とはいえない。

また、個人情報には、該当しない文書に対しては、法8条にも当然該当しないため、対象となる行政文書は開示されなければならない。

なお、諮問庁等は、本件は法5条1号イに該当しないと主張するが本件は当審査会の審査を経て、「答申」としてインターネット等で閲覧できることになり、つまりは、公にされる情報である。

よって、法5条1号イに該当する。

オ 諮問庁等は、一般的に、行政文書開示等決定に関する文書自体は、法令の規定等により公にされるものではないと主張しているが、そんな主張は嘘八百である。

ここで、行政文書開示等決定に関する決裁文書を疎第1号証として提出する（添付略）。

これは、何年か前に法務省が開示した行政文書開示請求において、決定を行う際の決裁文書であるが、行政文書開示等決定に関する決裁文書は、一般的に開示されている。

そして、これは法務省以外の省庁でも開示されている開示対象文書である。

疎第1号証の決裁文書を見れば、開示決定に当たっては、起案者を含め10名以上の職員等が決裁を行って開示決定を行っているのである。

疎第2号証として、開示決定通知書の決定前の文書を提出する（添付略）。

これは、開示決定前の行政文書開示決定通知書の写しであるが、法務大臣の「公印」は押されていない。

それも当然の話で、決裁も取れていないのに、公務員が勝手に大臣の「公印」は使用できないからである。

本件でも、国土交通大臣の「公印」を使用する以上、公務員等の決裁がなければ、公印は使用することができない。

しかしながら、本件開示請求での対象文書には、開示請求の手続において担当職員等が虚偽事実をデッチあげ、決定を行ったことが原因で作成され、刑事事件にまで発展している公務員等のことが記載されており、虚偽決裁を行った公務員等に対する苦情については、職務遂行上での苦情であり、対象文書には職員の特名は記載されている、いないに関わらず「個人情報」とはいえない。

また、苦情申告者の国民であるが、対象文書が開示されたとしても、その苦情申告者である国民の特名等不可能である。

法8条は、前項でも記載したとおり、存否を答えるだけで特定個人の情報であると分かる際に適用される条文であり、本件では、不特定多数の国民が実名や匿名を含め、色々な苦情や意見が寄せられ、作成された文書の中で対象文書を開示しても、一体誰の苦情なのか、国民側では絶対に判別することが不可能であり、そのような情報は「個人情報」とは言わない。

本件決定では、情報公開担当者等の虚偽決裁を隠す意図がうかがえる。

その「証拠」に、本件での決定でも開示請求の受付を行ってから、

決定までの間はたった2日で決定を行っている。

つまりは、たった2日で対象文書の特定を行い、決裁を経て決定を行ったということであり、疎第1号証でさえ、決裁だけで1週間以上かかっているのにもかかわらず、本件では、たった2日で決定を出していることを考慮すれば、本件でも虚偽決裁を行った結果と言える。

当然、虚偽決裁を行っていれば、対象文書は開示しないのは、犯罪の被疑者が犯罪事実を隠す行為であり、国民としては断じて許すことができない。

カ 行政文書開示請求における「決定」であるが、本件では、国土交通大臣の名前で決定を出すことになっているが、決定を行う際に、情報公開請求の手続については大臣自らは行わない。

大臣に代わって、国交省の公務員等が職務を行っているのであるが、少なくとも大臣の「公印」を使用する以上、行政庁としての意思決定が必要になってくる。

本来対象文書は、国民から開示請求を受けて手続が始まり、まず、国民の求める行政文書とはどのような文書なのか特定しなければならない。

その際に、補正が必要であれば、国民に対して補正を求め、対象文書が特定できれば、その対象文書が開示対象文書なのか、不開示対象文書なのか検討を行い、開示する場合にはマスキングなしの全面開示なのか、マスキングが必要な部分開示なのか検討を行い、決裁を経て初めて大臣の「公印」を使用して正式な開示・不開示決定通知書が作成されるのである。

これらの事務作業は、国交省の職員等が大臣に代わって職務を代行しているに過ぎず、国土交通省の意思決定として、必ず決裁を経なければ大臣の「公印」を使用した開示・不開示の決定は行えないのである。

もし、処分庁の情報公開担当のAなり、Bが情報公開請求の受付から決定等全て1人でやっているとするれば、それこそ大問題である。

疎第1号証で提出した法務省は、死刑囚の死刑執行も行う機関であり、法務大臣が執行指揮書に法務大臣の「公印」を押さなければ、死刑を執行することはできない。

ところが、死刑執行する際の決裁過程で、起案者が起案して死刑執行の決定を行うことはあり得ない。

本件でも同様で、処分庁の情報公開担当者であるAなり、Bが受付を行って決定の間に、絶対に決裁を行っている。

もし、そのような決裁文書がないとなれば、国交省の職員等は大臣

でもないのに、大臣の「公印」を勝手に使用して決定を行っていたことになり、これは立派な犯罪行為である。

大臣の「公印」は、我々、国民が選んだ者だけにしか使用できず、国民から選ばれてもいない公務員等が勝手に使用することはできない。

だから、大臣の「公印」を使用する際は、行政庁の意思決定としての「決裁」が必要なのである。

公務員等が大臣の「公印」を使用する際に決裁文書を国民に対して開示しないと言うことは、本件のように不正のやりたい放題になり、つまりは国民が選任した大臣の知らないところで、大臣の決定が行えるということである。

これらの行為は、国民として断じて許すことができない行為であり、これは民主国家の崩壊につながる事案であり、仮に、本件が不開示情報であったとしても、公益の観点から法7条が適用され、対象文書は開示されなければならない。

キ 前記記載したとおり、「決裁文書」は不開示情報ではなく、よって、その決裁を行った公務員等の出勤簿についても前記イで記載したとおり開示対象文書であることから、開示されなくてはならない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立てについて

- (1) 本件異議申立てに係る開示請求は、法3条に基づき、諮問庁に対して、本件対象文書の開示を求めてなされたものである。
- (2) これを受けて、諮問庁は、本件対象文書の有無を回答するだけで法5条1号に該当する不開示情報を開示することとなるとして、法8条に基づく決定（原処分）を行った。
- (3) 本件異議申立ては、原処分を取り消し、本件対象文書の開示を求めるものである。

2 異議申立人の主張について

異議申立人の主張によれば、以下のとおりである。

本件での決裁文書は、存在していることは明白であり、また、対象文書が開示されても特定個人情報、明らかになる訳でない。また、本件は、内閣府情報公開・個人情報保護審査会に係属している事案であり、内容については前記審査会が結果をインターネットで公開する以上、不開示（存否応答拒否）をする意味が全くない。

3 原処分に対する諮問庁の考え方について

- (1) 本件開示請求は、国土交通省に対してなされた特定の情報公開請求に対する開示決定に関する決裁文書及びその決裁に関与した職員等の出勤簿の開示を求めるものである。

本件開示請求の内容は、特定の個人が国土交通省に対して法3条に基づく開示請求権を行使し情報公開請求を行ったことに関して、当該個人に対し国土交通省が行政処分を行ったことに関するものであり、当該情報は法5条1号に規定する「個人に関する情報」に該当する。また、一般に行政文書開示等決定に関する文書自体は法令の規定等により公にされるものではないから、法5条1号イに規定する「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが必要であると認められる情報」にもあたらない。そして、本件開示請求に対する存否を明らかにすることは、特定の個人が国土交通省に対して法3条に基づく開示請求権を行使し情報公開請求を行ったという事実を公にすることになることから、本件開示請求に関する情報は、法8条に規定する「存否に関する情報」といえる。

- (2) また、特定の開示決定に係る決裁に関与した職員等の出勤簿の存否を明らかにすることは、上記(1)と同様の理由から、特定の個人から開示請求が行われた事実の有無を明らかにすることとなるため、当該情報についても、法8条に規定する「存否に関する情報」といえる。

4 結論

以上のことから、本件請求文書の存在を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、存否応答拒否した原処分は妥当であると考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成28年(行情)諮問第369号ないし同第372号及び同第375号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成28年5月16日 諮問の受理(諮問第369号ないし同第372号及び同第375号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)
- ③ 同年6月7日 異議申立人から意見書及び資料を収受(同上)
- ④ 同月20日 審議(同上)
- ⑤ 同年10月6日 諮問第369号ないし同第372号及び同第375号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書の開示を求めたものであり、処分庁は、本件対象文書の存否を答えることは法5条1号の不開示情報を開示することと同様の結果を生じることとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否する原処分を

行った。

これに対し、異議申立人は、原処分 of 取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

(1) 諮問庁は、本件開示請求について、開示請求の内容は特定の個人が国土交通省に対して法3条に基づく開示請求を行ったことに関して、当該個人に対し国土交通省が行政処分を行ったことに関するものであり、当該情報は法5条1号に規定する「個人に関する情報」に該当する。そして、本件対象文書の存否を答えると、特定の個人が法3条に基づく開示請求権を行使し情報公開請求を行ったという事実を明らかにすることとなることから、法8条に規定する存否応答拒否によって不開示としたと説明する。

(2) 当審査会において、本件の各開示請求書の記載内容を確認したところ、いずれも特定日付けの特定番号による開示請求案件に係る決裁文書及びその決裁に関与した職員等の出勤簿の開示を求めるものであり、本件対象文書の存否を答えると、特定日付や特定の文書番号で開示決定等が行われた特定の開示請求事案があったこと、及び当該開示請求に対して何らかの行政処分（開示・不開示の判断）が行われたことは判明するものの、具体的に開示請求を行った特定の個人が判明するものではないことが認められる。

そうすると、本件対象文書の存否を答えることによって明らかになる情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものには該当せず、また、特定日付や特定の文書番号のみで具体的な内容は示されていないから、開示請求者が何らかの形で特定されるおそれはなく、同号本文後段の公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものにも該当しないことから、同号の不開示情報に該当するとは認められない。

したがって、存否応答拒否したことは妥当ではなく、本件対象文書の存否を明らかにして、改めて開示決定等をすべきである。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定については、当該情報は同号には該当せず、本件対象文書の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件対象文書

- 文書1 平成28年3月11日付の情報公開開示決定（国広情第413号）の決裁文書及びその決裁に関与した職員等の出勤簿
- 文書2 情報公開請求（国広情第414号平成28年3月11日付）の決定を行った際の決裁文書及びその決裁に関与した職員等の出勤簿
- 文書3 情報公開請求（国広情第425号平成28年3月11日付）の決定を行った際の決裁文書及びその決裁に関与した職員等の出勤簿
- 文書4 情報公開請求（国広情第412号平成28年3月11日付）の決定を行った際の決裁文書及びその決裁に関与した職員等の出勤簿
- 文書5 情報公開請求（国広情第416号平成28年3月11日付）の決定を行った際の決裁文書及びその決裁に関与した職員等の出勤簿

2 本件処分

1 諮問番号	2 処分	3 処分番号	4 文書
平成28年（行情） 369号	処分1	平成28年3月24日 国広情第436号	文書1
平成28年（行情） 370号	処分2	平成28年3月24日 国広情第437号	文書2
平成28年（行情） 371号	処分3	平成28年3月24日 国広情第440号	文書3
平成28年（行情） 372号	処分4	平成28年3月24日 国広情第441号	文書4
平成28年（行情） 375号	処分5	平成28年3月24日 国広情第439号	文書5